

業 務 請 負 契 約 書(案)

1. 件 名 令和7年度健康診断業務に関する請負（単価契約）
2. 契約金額 別紙の単価内訳書のとおり（消費税及び地方消費税は別途）
3. 契約期間 契約締結日から令和8年2月27日まで
4. 履行場所 仕様書のとおり
5. 実施場所及び回数等 仕様書のとおり

支出負担行為担当官 九州運輸局長 日向 弘基（以下「甲」という。）、独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部長 無田 学（以下「乙」という。）と【契約者名】（以下「丙」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲、乙及び丙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 丙は、別添の仕様書に基づき、九州運輸局（本局）、福岡運輸支局（本庁舎）、若松海事事務所及び佐賀運輸支局（唐津庁舎）の健康診断並びに労働安全衛生規則に基づく独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部職員の健康診断業務（以下「健康診断」）を行い、甲、乙は、丙にその対価を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 丙は本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（一括再委託の禁止）

第4条 丙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務）

第5条 丙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲、乙に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 丙が請負業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を丙が負うものとする。
- 3 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

(監督)

- 第6条 甲、乙は、この契約の履行に関し、監督職員に丙の業務を監督させ、必要な承認又は指示を行うことができる。
- 2 丙は、監督職員の承認又は指示に従わなければならない。

(事情の変更による契約の変更等)

- 第7条 甲、乙及び丙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災事変、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して、本契約を変更することができる。
- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、両者協議して書面により定めるものとする。
 - 3 本条第1項により本契約を変更した場合で、既に丙が実施していた業務が必要なくなったときは、甲、乙は、丙に対し、当該業務を実施するために必要とされた実費相当分を支払うものとする。

(検査)

- 第8条 丙は、本業務を終了したときは、甲、乙にその旨を報告し、甲、乙の指定する検査職員（以下、「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 甲、乙は、前項の報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
 - 3 丙が第1項の検査に合格したときをもって、本業務は完了したものとする。
 - 4 丙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再度検査を受け、本業務を完了させなければならない。
 - 5 前項の場合において生ずる一切の費用は、丙の負担とする。

(契約代金の請求及び支払)

- 第9条 丙は、第8条による検査に合格したのち、受診者の所属毎に取りまとめた適法な支払請求書をもって請負代金を請求するものとする。なお、消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 甲、乙は丙から適法な支払い請求を受理したときは、受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を丙に支払わなければならない。

(遅延利息)

- 第10条 甲、乙は、自己の責に帰すべき事由により、約定期間内に請求金額を支払わなかった場合は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」の定めるところにより、遅延利息を速やかに丙に支払うものとする。

ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又は、その金額が100円未満である時は、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。

（履行遅滞の場合における違約金）

第11条 丙の責めに帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲、乙は、違約金を付して履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金は、期限の翌日から起算して、契約内容の実行当日までの遅延した契約内容に相当する金額に対して、年3.0%の割合で計算した額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第12条 丙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、丙は、甲、乙の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は丙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が丙又は丙が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、丙等に対する命令で確定したものをいい、丙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、丙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、丙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 丙が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で

計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第13条 甲、乙は、丙（丙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 役員等（丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- 七 丙が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、甲、乙が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、丙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲、乙の指定する期間内に支払わなければならない。

（損害賠償）

第14条 丙は、第7条第1項の事情変更による契約変更の場合には、甲、乙に対して損害賠償の請求をできないものとする。

ただしこの場合、丙は、甲、乙に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する契約金額、及び業務を実施するために必要とした実費額を請求できるものとし、この場合は第8条から第10条までの規定を準用するものとする。

- 2 前条第1項の規定による解除の場合は、甲、乙は、丙に損害賠償を請求できるものとする。
- 3 丙は、本契約の履行するに当たり、自らの故意又は過失により、甲、乙に損害を与えたときは、丙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。
- 4 丙は、本契約の履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは丙の負担に

においてその損害の賠償を行うものとする。

ただし、その損害の発生が甲、乙の責に帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

5 甲、乙は、自らの故意又は過失により、丙に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとする。

6 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、両者協議の上、定めるものとする。

（個人情報の取扱い）

第15条 丙は本契約に基づく業務において知り得た個人情報及び甲、乙より提供した情報については、いかなる状況においても第三者に対して開示・漏洩等をしてはならない。データの複製等も禁止する。この取扱いは健康診断業務に従事する者に対しても同様とし、そのために必要な処置を講じなければならない。

2. 個人情報の漏洩等の事案が発生した場合は、速やかに監督職員へ報告するとともに被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

（紛争の解決）

第16条 本契約について、両者協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲、乙と丙との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者に解決の斡旋を求めるものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲、乙と丙との平等の負担とする。

（補則）

第17条 本契約に関して疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、両者協議して決定するものとする。

以上、本契約の締結を証するため、甲、乙及び丙が両者間において記名押印のうえ、各一通を保持する。

令和 年 月 日

甲 福岡市博多区博多駅東2-11-1
支出負担行為担当官
九州運輸局長 日向 弘基

乙 福岡市東区千早3-10-40
独立行政法人自動車技術総合機構
九州検査部長 無田 学

丙 【契約者住所】
 【契約者名】
 【契約者代表者名】

(別紙)

検診名	種別	単価
一般定期健康診断等	① 既往歴及び業務歴	円
	② 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査並びに肥満度の測定	円
	③ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	円
	④ 血圧の測定	円
	⑤ 尿中の蛋白及び糖の有無の検査	円
	⑥ 胸部エックス線検査	円
	⑦ 血糖検査	円
	⑧ LDLコレステロール検査	円
	⑨ HDLコレステロール検査	円
	⑩ 中性脂肪検査	円
	⑪ 貧血検査	円
	⑫ 肝機能検査	円
	⑬ 尿酸検査	円
	⑭ 心電図検査	円
	⑮ 胃の検査 胃透視	円
	胃内視鏡	円
	⑯ 便潜血反応検査	円
	⑰ 喀痰細胞診	円
	⑱ 石綿業務 ・ 業務歴の調査 ・ 石綿による既往歴の有無の検査（咳、痰、息切れ、胸痛等） ・ 自覚症状等の検査（咳、痰、息切れ、胸痛等） ・ 胸部のエックス線直接撮影による検査 ・ 胸部のCTによる検査（医師が必要と認める場合に限る。）	円
	⑲ 乳がん検診 マンモグラフィ（2方向）	円
	乳腺エコー	円
	⑳ 子宮がん検診	円
情報機器作業従事職員健康診断	① 業務歴の調査 ② 既往歴の調査 ③ 自覚症状の有無の調査 a) 眼疲労を主とする視器に関する症状 b) 上肢・頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状 c) ストレスに関する症状 ④ 眼科学的検査 a) 視力検査 b) その他医師が必要と認める検査 ⑤ 筋骨格系に関する検査 a) 上肢の運動機能、圧痛点等の検査 b) その他医師が必要と認める検査	円
特別定期健康診断	（１） 人事院規則１０－４別表第３第２号（放射能に被ばくするおそれのある業務） ① 被ばく経歴の評価 ② 末梢血液中の白血球数及び白血球百分率の検査 ③ 末梢血液中の赤血球の検査及び血色素数量又はヘマトクリット値の検査 ④ 白内障に関する眼の検査 ⑤ 皮膚の検査	円

単価は消費税抜金額